

厚岸町条例第20号

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例

厚岸町都市計画税条例(昭和42年厚岸町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第2項(見出しを含む。)及び附則第3項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第4項から第6項までの規定中「第2項」を「附則第2項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7項(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11項中「、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第35項若しくは第40項」を「、第13項、第17項、第19項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。